

(別紙)

京都市眺望景観創生条例に基づく眺望空間保全区域等の指定についての別表(対象地23-1)における基準1(良好な景観の阻害)適合性に関する補足説明

1 「良好な景観」とは何か

(1) 景観とは

景観侵害が争点となった国立市のマンション建設に関する東京高裁判決(平成16年10月27日)は、景観について、「個々の人の感覚を超えた客観的な」ものであると判示している。

(2) 建物相互間の関係性

また、「タウンスケープ」の概念を提唱した景観論者のG・カレンは、「<タウンスケープ>の定義を求められたら、私は、ひとつの建物は建築だが、二つの建物はタウンスケープであると答えるだろう。二つの建物が並置されると、そこにタウンスケープの技法が生じる。それと同時に、建物相互間の関係と建物間のスペースが重要な問題となってくる。」と説明し、建物と景観が連動しており、建物相互間の関係性が景観の質に影響することを述べている。

(3) 地域性

さらに、裁判上でも、建物と周辺地域との関係を意識して、「地域性」(国立第一審判決)や「当該景観所在の地域環境」(国立最高裁判決)を景観利益保護の判断要素にしておき、現在の判例理論からしても、周辺地域との調和の有無が重要な判断基準となっている。

(4) ドイツにおける建設法典

ドイツの都市計画や開発・土地利用に関して包括的に定めている連邦法である建設法典(Baugesetzbuch)は、いわゆる「計画なければ開発なし」の原則を採っているが、既成市街地である「連担建築地区」については、例外的に計画を定めない場合であっても建物の建築ができる場合を認めている。

すなわち建設法典第34条1項は、「連担建築地区」内部における建築ルールについて、「連担建築地区の内部では、起業案は、建築的利用の種類と程度、建築方式、建築される敷地部分に鑑みて、周囲の特性に適合しており、かつ、地区施設整備が保障されている場合にこれを許可する。健康的な居住・労働状態に関する要求は、依然としてこれを遵守しなければならない；集落景観が損なわれてはならない。」と規定する。

この規定は、起業案(建築プラン)に対する許可の要件において、開発予定地の周辺にある建築物を基準に周辺のまち並み(地域の特性)と調和することを基準にしている。

さらに同条項では、集落景観に客観的価値が存在することを前提として、「集落景観が損なわれてはならない」という文言すら存在する。

このように、ドイツでは、景観保護のために地域的特性との適合(調和)を明確に法律に規定している。

2 以上から、「良好な景観」とは、単なる個々人の嗜好を超えた客観的な価値であるという

ことができる。

そして、その価値を判断するにあたっては、問題となる建物が存在する地域における土地建物利用の実態としての地域的特性といかに調和しているかを検討することが決定的に重要である。

### 3 前川國男の京都会館の設計

ここで、京都会館を設計した前川國男の設計説明書には、次の記載がある（『説明書』前川建築設計事務所蔵）。

#### 「環境との調和

東山一帯に囲まれた平面的な岡崎公園と、その水平的な性格を象徴するが如き疏水の流れ、それに既存の建物、公会堂、勸業館、美術館等の中層建物の高さなどを考え合わせる時、この場所に巨大マッスの<sup>1</sup>の高層建物を置く事は、公園地帯全域に対して不均衡を来すものと思われる。

このために、建物全体を中層の建物の高さに収め水平に延びた屋根面から大ホールの屋根、小ホールの舞台フライの部分のみを突出せしめる水平線的な構成をとった。

この公園のもつ水平線性格は建物のボリュームの流れのみでなくバルコニー手摺、外壁を構成するプレキャスト版等、全館意匠の細部にまで浸透せしめ附近全域及び周囲の風光との調和を図った。」

すなわち、前川國男は、「環境との調和」・「附近全域及び周囲の風光との調和を図った」と明確に述べているように、京都会館の設計にあたり、京都会館を岡崎公園・疏水・公会堂・遠くの東山の山並み等、周辺の地域的特性といかに調和させるかに神経を研ぎ澄まし、特に配慮している。

このような配慮が、現在の京都会館の佇まいを生み、岡崎地域の良好な景観を形成することに寄与してきた。

しかし、現在の建替案では、高さ30メートル、10階建てのビルにも相当する巨大な舞台フライを設けることにより、前川が懸念した「巨大マッスの高層建物を置く事は、公園地帯全域に対して不均衡を来す」という事態を招くことになりかねない。

また、現在の建替案における巨大な垂直の舞台フライは、水平的な性格を象徴している琵琶湖疏水とは対照的である。

さらに、京都会館と一体性を有している周辺の樹木は、現在の建替案における舞台フライによって建物との高低差が広がることで、その一体性が損なわれるおそれがある。

4 以上のとおり、京都市の定める基本設計が仮に現在の建替案どおりであるならば、京都会館完成後50年以上も保たれてきた良好な景観に対し重大な変更をきたすものとして、上記基準1に適合しないおそれがある。

---

<sup>1</sup> マスとは、建築作品において、全体の中で一つのまとまりとして把握される部分、または、空間の中で一かたまりとして把握される全体をいう。